

平成二十二年二月十八日提出  
質問第一三三三号

## 子ども手当の趣旨に沿った利用促進に関する質問主意書

提出者  
山本  
拓

## 子ども手当の趣旨に沿った利用促進に関する質問主意書

子ども手当の趣旨について、今国会に政府が提出している平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案の第一条では、「次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため」と述べられている。支給された手当が、この趣旨に沿って使われることが望ましい。

従って、次の事項について質問する。

### 一 趣旨に沿った使途を促すための方策について

1 子ども手当の使途について、たとえば、必ずしも子どもと関係ない嗜好品や遊興費に使われるような行為を未然に防ぐ方策を、政府として講じる考えはあるか。

2 子ども手当の使途について、政府として、たとえば、クーポン券を発行するなどしてできるだけ子どももの育ちに関係するものに使われるよう促す方策を講じる考えはあるか。

3 地方自治体や、商店街の団体などが、独自のクーポン券を発行するなど、子ども手当ができるだけ子どもの育ちに関係するものに使われるよう促そうとする取り組みをする場合、政府としてこれを認めるか。

## 二 支給の事務について

1 給食費などの滞納がある場合の天引きについて、政府は平成二十二年度は見送る方針と伝えられているが、平成二十三年度以降はいかに対処する方針か。

2 子どもが里子である場合、子ども手当は支給されるか。その場合、直接の受け手となるのは、里親で

あるか、実の親がいる場合は実の親であるか、誰がいかなる基準で判断するか。

右質問する。